

川口市管工事業協同組合青年部規約

昭和50年	1月10日	制定
平成元年	5月27日	一部改正
平成8年	5月24日	ク
平成16年	5月27日	ク
平成24年	4月21日	ク
平成25年	4月20日	一部制定
平成27年	4月11日	ク
令和3年	4月17日	ク

第1章 総 則

(目的)

第1条 本部会は、定款第7条第10号に基づき、青年層の育成を目指し、青年部会員（以下「会員」という。）の相互扶助の精神に則り、会員のために必要な技術研修その他の共同事業を行い、もって会員の技術的地位の向上をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 本部会は、川口市管工事業協同組合青年部と称する。

(地区)

第3条 本部会の地区は、埼玉県川口市の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本部会は、事務所を川口市管工事会館内におく。

第2章 事 業

(事業)

- 第5条
- 1 本部会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員の技術の向上のための講習会並びに討論会等に関する事業
(2) 川口市上下水道事業(管工事業一般も含む。)に関する事業
(3) 会員相互の福利厚生に関する事業
 - 2 事業の企画、実施に当っては、組合に協議するものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

- 第6条 本部会の会員たる資格を有する者は、組合員の後継者並びにこれに準ずるもので、次の各号の要件を備えるものとする。
- (1) 川口市管工事業協同、組合加入工事店において管工事業に従事しているもの。
 - (2) 年齢50歳以下のもの。
 - (3) 組合員であれば店主でも本会に入会ができる。

(加入)

第7条 会員たる資格を有する者は、本部会の承諾を得て、加入することができる。本部会は、加入の申込があったときは、役員会においてその諾否を決する。

(入会金・会費)

- 第8条
- 1 前条第1項の承諾を得たものは、遅滞なく入会金を払い込まなければならない。
 - 2 会員は、毎月定められた金額の会費を納入しなければならない。
 - 3 入会金並びに会費の額は、本部会総会において決定する。

(自由脱退)

- 第9条 会員は、予め本部会に通知したうえ、事業年度の終わりに脱退することができる。
- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

- 第10条
- 1 本部会は、次の各号の1に該当する会員を除名することができる。
(1) 本部会の事業の利用につき不正の行為があったもの。
(2) 本部会の事業を妨げまたは妨げようとする行為があったもの。
(3) 犯罪その他信用を失う行為のあったもの。

第11条 脱退または除名された会員の入会金は、払戻さないものとする。

(臨時会費の徴収)

- 第12条
- 1 本部会は、その運営上必要があるときは、臨時会費を徴収することができる。
 - 2 本部会の行う事業の内容によっては、会員外の参加を認めることができる。
 - 3 前項の参加者からは、特別事業費を徴収するものとする。
 - 4 臨時会費並びに特別事業費の額は、役員会で決める。

第4章 役員及び相談役

(役員 of 定款)

第13条 役員 of 定款は、次のとおりとする。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 埼管連青年部担当 2名

(役員 of 任期)

- 第14条
- 1 役員 of 任期は、いずれも2年とする。但し、会員により2/3以上の賛成を得れば、再任延長をすることが出来る。
 - 2 補欠のために選挙された役員 of 任期は、現任役員 of 残留期間とする。
 - 3 任期満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員 of 職務を行う。但し、選挙を行う事が出来なければ、会員により2/3以上の賛成を得れば、選任することが出来る。

(役員 of 職務)

- 第15条
- 1 部長は、本部会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 会計は、本部会 of 予算、決算、収支 of 管理に当たる。
 - 4 書記は、会務 of 記録を掌り、また、会務 of 企画運営に参画する。
 - 5 監査は、業務及び会計を監査し、総会においてこれを報告する。監査は、何時でも会計 of 帳簿及び書類 of 閲覧もしくは謄写をし、または部長に対して会計に関する報告を求めることができる。
 - 6 埼管連青年部担当は、正副部長が兼任することができる。

(役員 of 選挙)

- 第16条
- 1 役員は、総会において選挙する。
 - 2 役員 of 選挙は、単記無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票 of 多数を得た者を当選人とする。

(相談役)

- 第17条
- 1 本部会に相談役を置くことができる。
 - 2 相談役は、役員会 of 決議を経て委嘱する。
 - 3 相談役 of うち2名は、組合理事長及び組合役員1名とする。

第5章 総会、役員会及び定例会

(会議)

- 第18条
- 1 本部会 of 会議は、総会、役員会及び定例会とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、部長が必要と認めたととき開催するものとし、役員会 of 議を経て、部長が召集する。
 - 3 役員会は、必要に応じ随時開催するものとし、部長が召集する。
 - 4 定例会は、日常 of 情報交換ならびに当面する事項を協議するため、毎月定められた日に召集する。

(会議 of 議事)

第19条 総会及び役員会 of 議事は、その半数以上が出席し、その議決権 of 過半数で決するものとする。

(会議 of 議長)

第20条 会議 of 議長は、各会議毎に出席した会員 of うちから選任する。

(会議 of 議事録)

第21条 会議 of 議事録は、書記が作成し、議長ならびに部長が署名するものとする。

第6章 会 計

(会計)

- 第22条
- 1 本部会の会計は、独立会計で処理する。
 - 2 本部会の事業年度は、1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
 - 3 本部会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第7章 報 酬

(部長・副部長報酬)

- 第23条
- 1 青年部部長及び青年部副部長に年度毎に報酬を支払う事とする。
 - 2 報酬金額は、青年部部長 金50,000円 青年部副部長 金30,000円とする。
 - 3 上記報酬期限は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
 - 4 報酬金支払い後、部長及び副部長の退部や休部等により、任期中に退任した場合は日割り計算により残金の返納をする。 報酬金額－((報酬金額÷365日)×(365日－任期期間))

(特別報酬)

- 第24条
- 1 青年部事業計画以外の行事に青年部代表として参加した青年部役員・部員に対しに報酬を支払う事が出来る事とする。
 - 2 特別報酬金額は、一参加に対し金10,000円とする。
 - 3 青年部事業計画以外の行事に関して、特別報酬を支給するかは役員内にて協議をし過半数で決するものとする。

付 則

この規約は、昭和50年1月10日(本部会発足総会の日)から施行する。

この改正規約は、平成元年5月27日から実施する。

この改正規約は、平成8年5月24日から実施する。

この改正規約は、平成16年5月27日から実施する。 (第3章 第6条2項)

この改正規約は、平成24年4月21日から実施する。 (第3章 第6条2項)

この制定規約は、平成25年4月20日から実施する。 (第7章 第23条及び第24条)

この制定規約は、令和3年4月17日から実施する。 (第3章 第6条3項及び第14条1項及び第14条3項)

この制定規約は、令和4年2月17日から実施する。 (第4章 第13条2項)